

第 15 回(2021 年度第 1 回)水素インフラ規格基準委員会

会

議事次第

開催日時:2021 年 7 月 5 日

形 態:Web 開催

1. 資料確認
2. 水素インフラ規格基準委員会の位置付け
3. 委員紹介
4. 議事

今回の委員会では、NEDO 事業で作成し、本委員会付属の分科会で審議された遠隔監視セルフ水素スタンドに係る1つの技術基準案と3つの技術文書案に関し自主基準として制定すること及び保安監督者の兼務に関する2つの技術文書の改訂について説明し、その内容について、ご議論、ご審議いただきます。

資料の分量が多いことから、これら文書へのご質問やご確認の期間を7月12日(月)までと設定し、修正のご意見がなければ、その後、書面投票していただくことを考えております。修正のご意見があった場合は、第16回の委員会として修正案の書面審議、書面投票をお願いしたいと考えております。

- ◇ 遠隔監視セルフ水素スタンドに係る4つの自主基準の制定について
(プロセスレビュー及びテクニカルレビュー)

■資料 21-01-03 遠隔監視セルフ水素スタンドに係る自主基準の制定 にて説明

■審議対象

- ・遠隔監視セルフ水素スタンドの安全技術基準 JPEC-S 0011(2021)案
- ・遠隔監視セルフ水素スタンドの危害予防規程の指針 JPEC-TD 0009(2021)案
- ・遠隔監視セルフ水素スタンドの保安教育計画の指針 JPEC-TD 0010(2021)案
- ・遠隔監視セルフ水素スタンドのガイドライン JPEC-TD 0011(2021)案

- ◇ 保安監督者が兼務する圧縮水素スタンド等に係る2つの自主基準の改訂について
(プロセスレビュー及びテクニカルレビュー)

■資料 21-01-08 保安監督者が兼務する圧縮水素スタンド等に係る自主基準の改訂 にて説明

- ・保安監督者が兼務する圧縮水素スタンド等の危害予防規程の指針 JPEC-TD0005 改訂案
- ・保安監督者が兼務する圧縮水素スタンド等の保安教育計画の指針 JPEC-TD 0006 改訂案

資料一覧

- 資料 21-01-01 水素インフラ規格基準委員会の位置付け
- 資料 21-01-02 水素インフラ規格基準委員会委員名簿
- 資料 21-01-03 遠隔監視セルフ水素スタンドに係る自主基準の制定
- 資料 21-01-04 遠隔監視セルフ水素スタンドの安全技術基準 JPEC-S 0011(2021)案
- 資料 21-01-05 遠隔監視セルフ水素スタンドの危害予防規程の指針 JPEC-TD 0009(2021)案
- 資料 21-01-06 遠隔監視セルフ水素スタンドの保安教育計画の指針 JPEC-TD 0010(2021)案
- 資料 21-01-07 遠隔監視セルフ水素スタンドのガイドライン JPEC-TD 0011(2021)案
- 資料 21-01-08 保安監督者が兼務する圧縮水素スタンド等に係る自主基準の改訂
- 資料 21-01-09 保安監督者が兼務する圧縮水素スタンド等の危害予防規程の指針
JPEC-TD0005 改訂案
- 資料 21-01-10 保安監督者が兼務する圧縮水素スタンド等の保安教育計画の指針
JPEC-TD 0006 改訂案

以上

メールによる書面投票依頼

Sent: Tuesday, July 13, 2021 9:07 AM

Subject: 第15回水素インフラ規格基準委員会 書面投票のご案内

水素インフラ規格基準委員会

門出委員長、熊崎副委員長、小幡委員、竹田委員、山下委員

(CC:遠藤委員、名取委員、牧野委員、三浦委員)

お世話になります。JPEC 河島です。

7月5日の第15回水素インフラ規格基準委員会での審議事項のご確認、および一週間(5日~12日)の審議対象資料のご検討ありがとうございます。

名取委員からのご指摘以外、修正はございませんでした。頂いた意見内容、対応につきましては、「補足資料 遠隔監視セルフ水素スタンドの安全技術基準 JPEC-S 0011 案 の修正について」にまとめました。ご確認ください。また、「投票対象(1) 遠隔監視セルフ水素スタンドの安全技術基準 JPEC-S 0011(2021)案」に修正箇所を赤字にて記載しておりますので、あわせてご確認ください。

本修正は、当該自主基準案の内容を変えるものではないので、本修正案を投票対象として、他の審議対象と同様に書面投票を行います。

下記に

第15回水素インフラ規格基準委員会における審議事項の書面投票をご案内いたします。

記

◇第15回水素インフラ規格基準委員会 書面投票のご案内

下記の期日にて、以下の審議対象資料の投票をお願いいたします。

・期日

2021年7月20(火)

・書面投票対象

1. 遠隔監視セルフ水素スタンドの自主基準4件の制定

(1)遠隔監視セルフ水素スタンドの安全技術基準 JPEC-S 0011(2021)案

(2)遠隔監視セルフ水素スタンドの危害予防規程の指針 JPEC-TD 0009(2021)案

(3)遠隔監視セルフ水素スタンドの保安教育計画の指針 JPEC-TD 0010(2021)案

(4)遠隔監視セルフ水素スタンドのガイドライン JPEC-TD 0011(2021)案

2. 保安監督者が兼務する圧縮水素スタンド等の自主基準の改訂

(5)保安監督者が兼務する圧縮水素スタンド等の危害予防規程の指針 JPEC-TD 0005 改訂案

(6)保安監督者が兼務する圧縮水素スタンド等の保安教育計画の指針 JPEC-TD 0006 改訂案

・投票方法

1. 2. それぞれの投票用紙、投票対象資料6種、補足資料を添付いたします。

投票用紙に必要事項を記載の上、PDF(コメント記載の場合は Word でも)にて期日までに

河島までご送付願います。

なお、遠隔監視スタンド分科会で本件に対しご投票いただいた遠藤委員、名取委員、牧野委員、三浦委員におかれましては、今回の投票はありません。

よろしく願います。

2021年7月13日

水素インフラ規格基準委員会
委員長
委員各位

補足資料 遠隔監視セルフ水素スタンドの安全技術基準 JPEC-S 0011 (2021) 案の修正

2021年7月5日(月)第15回水素インフラ規格基準委員会にて説明いたしました、遠隔監視セルフ水素スタンドの安全技術基準 JPEC-S 0011 (2021) 案につき、委員よりご意見を頂き、下記のとおり修正しましたので、ご確認のほどよろしくお願い申し上げます。

また、投票対象(1) 遠隔監視セルフ水素スタンドの安全技術基準 JPEC-S 0011 (2021) 案 に修正箇所を赤字にて記載しておりますので、あわせてご確認下さい。

なお、本修正は、当該自主基準案の内容を変えるものではないので、本修正案を投票対象として、ご投票をお願いします。

事務局

記

委員名	意見内容	対応
名取委員	用語として「充填用のノズル」と「ディスプレイノズル」が使用されています。おなじ意味ですので、どちらかに統一したほうがよいと思います。	・「充填用のノズル」に統一します。(ただし、1文の中に2回以上出てくるところは、ノズルのままとします)
名取委員	「3. 遠隔監視セルフ水素スタンドの表示」について 「事業所」は「2. 通報措置」の項で「遠隔監視セルフ水素スタンド並びにこれを監視する監視所」と定義されています。3. 項で使われている「事業所」は前後の関係から「遠隔監視セルフ水素スタンド」に限定した意味ですので、ここでは「事業所」ではなく「当該スタンド」と表記するほうが相応しいのではないかと思います。	・ご指摘のとおり、3. 項に関し、「事業所」⇒「スタンド」に修正します。

以上